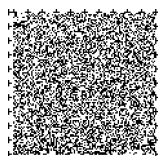
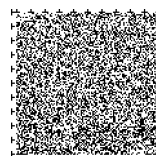


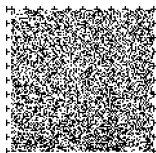
	用語	解説
あ 行	いどう 移動サービス	一般公共交通機関を利用しにくい高齢者、障害者などに福祉車両等を用いて、その移動交通手段を保障しようとするサービス。
	びょう うつ病	気分障害の一種であり、抑うつ気分や不安、焦燥、精神活動の低下、食欲低下、不眠症などを特徴とする精神疾患。
	えぬびーおー NPO	社会貢献活動を行う民間の非営利団体で、市民活動団体とも呼ばれる。法人ではないボランティア団体も該当する。
か 行	かいごほけんしせつ 介護保険施設	介護保険サービスで利用できる施設。介護保険法に基づいて都道府県知事の指定（許可）を受けた施設のこと。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群など）の3種類があり、要介護認定を受けた人が利用できる。
	かいごよぼうじぎょう 介護予防事業	元気な高齢者になるべく要介護状態に陥らないように、また、現在介護が必要な方もそれ以上悪化させないようにする取り組み。
	か ものじやくしや 買い物弱者	スーパーの閉店や商店街の衰退などにより、日常の買い物が困難な状態におかれている人々。
	がくどうほいくしよ 学童保育所	保護者が仕事などのために昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えることにより健全育成を図ることを目的とするもの。
	きゅうじつやかん きゅうびょうとうしんりょうじよ 休日 夜間急病等 診療所	日曜日、祝日、または12/29～1/3の年末年始の休日の夜間などの通常の医療機関が診療を行っていない時間外の医療を確保するための診療業務。
	きょうどう 協働	市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。
	ケアマネジャー	介護保険制度で、ケアプランづくりや要介護認定の訪問調査などを行う専門職。介護支援専門員。
	けんこうしんさ 健康診査	①健康増進法に位置付けられる各種健診(検診)(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイルス検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める生活保護世帯者に対する健康診査、②高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診等、③母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査のことをいう。
	けんりょうご 権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。



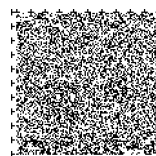
	用語	解説
か 行	ごうけいとくしゅ しゅっしょうりつ 合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す。
	こうせいほ ごじよせいがい 更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	こうれいか りつ 高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のことで、高齢化の程度をはかる指標として使用されている。
	こそだ しえん 子育て支援センター	親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたり、子育てについての悩みを保育士・保健師・栄養士に相談したりできる場所。
	ことぶきだいがく 寿大学	根郷公民館で行われている事業。健康、地域、文化等の幅広い分野を学びながら、レクリエーション活動なども含め、参加者同士の交流を図る学習の場。
	こ ばん いえ 子ども110番の家	子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動。
	コミュニティビジネス	社会的課題を市民自らが当事者意識を持ち、ビジネスとしての事業性を確保しつつ課題を解決しようとする活動。「地域活性化・まちづくり」「障害者・高齢者・子育て等支援」「保健・医療・福祉」「安全・安心（防災・防犯）」などの広い分野での取り組みが始められている。
さ 行	さいがいじ ようえんごしゃ 災害時要援護者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。
	さいがいじ ようえんごしゃしえん てび 災害時要援護者支援の手引き	地域における災害時要援護者支援は、地域の特性に応じた様々な方法があり、市内で先進的な取組を行っている地域の紹介をするとともに、災害時要援護者支援の方法について紹介を行っているもの。
	さいがい 災害ボランティア	災害発生時に被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティア。
	さくらしじゅんかん 佐倉市循環バス	内郷地区と飯野地区で、路線バスの廃止に伴い、平成15年12月から運行を開始したコミュニティバス。（佐倉市がバス事業者に委託して運行するバス）



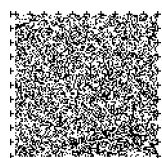
	用語	解説
さ 行	さくらしちいきふくしけいかくすいしん 佐倉市地域福祉計画推進  いいんかい 委員会	佐倉市地域福祉計画を推進するために設置されている組織で、計画の進行管理や評価、また、次期計画の策定に関する提言を行う。学識経験者、福祉施設関係者、民生委員・児童委員、公募市民などで構成されている。
	さくらし 佐倉市ふるさとまちづくり  おうえんき ふ せいど 応援寄附制度	佐倉市を「応援したい・貢献したい」という「想い」をお持ちの方からの寄附金を受入れ、この寄附金を財源とする各種事業を実施することにより、寄附をしてくださった方の「想い」を実現化するとともに、地域の特性を活かした個性豊かで活力ある「ふるさと佐倉」のまちづくりを進めようとするもの。いわゆる「ふるさと納税」。
	さくら たいそう 佐倉ふるさと体操	「ふるさと」の歌に合わせて、誰もが手軽に行えるよう考案された体操。佐倉にちなんだ動きが取り入れられている。
	じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	大地震や大雨などの災害が広域的に発生したときに、地域の住民同士が協力し、自主的に地域の防災活動を行うこと（共助）が必要となり、それらの活動を行うために自治会、町内会等の単一または、これらの連合の組織で構成された団体。
	じどう ぎゃくたい 児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為。
	しみん 市民カレッジ	中央公民館で行われている事業、高齢社会の中で、市民が健康で生きがいを持ちながら郷土愛を育み、地域の中で連帯を持ちながら住みよいまちづくりを考え行動していく主役として、共に学び行動する仲間づくりと、生涯を通じた学習活動を支援するために、開設している学習の場。
	しみんこうえきかつどう 市民公益活動サポートセンタ ー	市民公益活動の推進を図るため、市民、公益活動団体、事業者など様々な関係機関がお互いに交流できる場所。
	しゅわ つうやく 手話通訳	聴覚に障害のない方たちの音声の言葉を手話に置き換え、聴覚に障害のある方たちの手話を音声の言葉に置き換えることで互いの意思の疎通を図ること。
	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援セン ター	障害者のための、就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する機関。
	しょうしこうれいか 少子高齢化	生まれ来る子どもの割合が減少し、高齢者の割合が増えること。



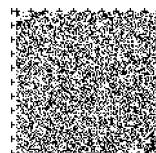
	用語	解説
さ 行	しょうにしょき きゅうびょうしんりょうじょ 小児初期急病 診療所	時間外における子どもの救急医療を確保するため、地元医師会の協力により、小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、平成14年10月1日から日曜・祝日、年末年始は午前9時から午後5時まで、また毎日午後7時から翌朝の6時まで診療を行っている。
	スロープ	傾斜した道路、あるいは、通路。斜路・傾斜路とも言う。車椅子などのほか、人が通行するところでも階段での上り下りが適さない場合に設けられる。
	せいかつしゅうかんびょう 生活習慣病	「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義されていて、具体的な生活習慣病としては、むし歯や歯周病、糖尿病、循環器病(心臓病や脳血管の病氣、およびその危険因子である脂質異常症や高血圧など)、そして“がん”などのことをいう。
	せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人の財産や権利を保護するための制度。
	せだいかんこうりゅう 世代間交流	各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。
	そうごうがたちいき 総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで初心者から競技者まで、子どもから高齢者までの誰もがそれぞれのレベルなどに応じていつでも活動できるスポーツクラブ。
	そうごうそうだんたいせい 総合相談体制  (ワンストップサービス)	保健、福祉、介護、医療などあらゆる分野について総合的に相談できる体制。
	そうごふじょ 相互扶助	地域社会などで、その住民に社会生活上の何らかの問題を抱える者が生じた場合、自発的な協力・協同により援助を行うこと。
	ソーシャルワーク	社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることを指すために、福祉の専門技術の知識をもつ人によって展開される実践活動及び援助技術の総称。
た 行	たいきじどう 待機児童	認可保育園へ入園申込をし、入園要件に該当しているが、入園待ちとなっている児童。
	タウンミーティング	明確な定義はないが、市民と直接対話することによって、市政に対する市民の意見・提案を聴取することを目的として、地域の課題などをテーマに地域ごとで開催される会議を指すことが多い。



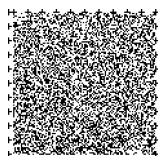
	用語	解説
た 行	だんかい せだい 団塊の世代	昭和22年から昭和24年頃（1947年から1949年頃）までに生まれた世代。
	だんじょびょうどうさんかく 男女平等 参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。
	ちいき 地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりを「地域コミュニティ」と言い、この地域コミュニティが住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となる。
	ちいきふくしけんいき 地域福祉圏域	福祉サービス等の提供や、地域住民等の福祉の担い手が行う取組みを、効率的に行うための区域設定。
	ちいきふくし 地域福祉コーディネーター	何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉活動を調整することにより生活支援を行い問題解決に努め、それで解決できない場合は相談支援専門機関を紹介する調整役。
	ちいきふくし 地域福祉サポーター	地域の中での困り事や生活上の悩みごとの相談を受け、地域の社会資源を紹介したり、（仮称）地域福祉コーディネーターと連携をとり専門機関を紹介するなど、解決あるいは解決の手がかりをつかむための身近な相談役。
	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っている。また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員・児童委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援している。
	ちいき きょうぎかい 地域まちづくり協議会	各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会・町内会等を基盤に、地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働して、その解決を図ろうとする組織。
	ちえんそしき 地縁組織	自治会・町内会等の居住地域を中心として活動する組織・団体。
	こうつう デマンド交通	タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せ持つ新しい交通システム。路線バスなどの公共交通機関のまばらな地区で、交通の便を改善する効果が期待されている。
てんじ 点字ブロック	視覚障害者の方がより安全に外を歩行できるように、歩道や床面等に敷設されるブロック（プレート）。	



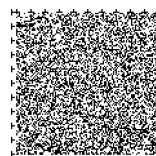
	用語	解説
た 行	ドメスティックバイオレンス (DV)	英語の「domestic violence (家庭内暴力)」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。日本では、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
な 行	にちじょうせいかつけんいき 日常生活圏域	平成18年4月の改正介護保険法の施行により、市町村が策定する介護保険事業計画に定めることとなった区域（生活圏域）のこと。
	にちじょうせいかつじりつ しえん じぎょう 日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。
	にんち しょう 認知症	成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性的に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。
	にんちしょう 認知症サポーター	認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受けた人のこと。認知症の正しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する人。
	にんちしょう 認知症ネットワーク	認知症の早期発見・診断・治療につなげるための、医療機関や地域包括支援センター等との連携。
	ねんしょうじんこうりつ 年少人口率	総人口に占める年少者（0歳～14歳）人口の割合。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
は 行	ハートプラスマーク	外見からは障害がわからない「内部障害」のある人に対して、周囲の理解を得るために作られたマーク。主に障害者用の駐車場や電車の優先席などに掲示される。
	ハザードマップ	災害の危険のある地域を示すだけでなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図。
	パブリックコメント	行政機関が計画の立案等を行おうとする際、その案を公表し、市民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度のこと。
	バリアフリー	道路や建物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人などが社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。



	用語	解説
は 行	びょうじ びょうごじ ほうい 病児・病後児保育	保育園に通園中の児童等が病気やその回復期にあり、集団保育の困難な期間、保育園や病院の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。
	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。
	ふくしいいん 福祉委員	支援を必要としている高齢者や障害者などを地域住民と協力しながら問題解決を図ろうとする地域のボランティアで、社会福祉協議会により委嘱されている人。
	ふくし 福祉タクシー	道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、車椅子に乗った人など、障害のある人の移動のために、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
	ひょうか プロセス評価	本来は人事評価の用語で、成果評価と分けて行われる評価。成果がでる過程において、どのような価値が顕在したかという視点でなされる。
	ヘルスプロモーション	WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。
	ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政 無線	佐倉市では、市内の学校や公園など94箇所に防災行政無線（屋外子局）を整備している。災害時の避難勧告等の防災情報をはじめ、平常時には市からの行政情報（光化学スモッグや行方不明者等の情報）などを放送している。
	ほけん じぎょう 保健事業	①健康増進法に位置付けられる健康増進事業(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイルス検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(6)健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導(7)健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、②高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導、③予防接種法に基づく予防接種、④母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導などのことをいう。

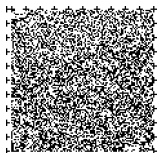


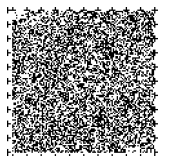
	用語	解説
は 行	ほけん しどう 保健指導	①生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方その他健康に関して必要な事項についての健康教育、心身の健康に関する個別の健康相談、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とした訪問指導。②特定健康診査の結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施する特定保健指導。③妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して行う保健指導などのことをいう。
	ほ ご しかい 保護司会	保護司は、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する非常勤の国家公務員です。それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。
	ボランティアセンター	佐倉市社会福祉協議会内に設置されている機関でボランティアを希望する方を登録しボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。
ま 行	みまも こえ 見守り・声かけ	常時の支援は必要ではないが、高齢者等について訪問等を通じて生活異変を早期に発見する活動。
	みまも 見守りネットワーク	近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行ない、誰もが安心して住みなれた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動。
	みんせい いいん じどう いいん 民生委員・児童委員	地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。
	はいしん メール配信サービス	防災行政無線を補完するシステムとして、市からの緊急のお知らせを、携帯電話などにメール機能を利用し、文字情報として配信するサービス。
	メンタルヘルス	メンタルヘルスとは、健康のなかで精神にかかわる健康を保つことである。現代の生活では、労働などが複雑になったことによりストレス等の要因で精神が疲労し精神疾患等も増えている。
や 行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。





	用語	解説
や 行	ようやくひっき 要約筆記	聴覚障害者への情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。要約筆記の方法にはノートテイクなど書字による要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記などがある。
	よゆう きょうしつ 余裕教室	児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室のこと。
ら 行	ろうろうかいご 老老介護	高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。高齢化が進む中、高齢のご夫婦同士や高齢の子どもがより高齢の親を介護せざるを得ない状況が深刻化している。

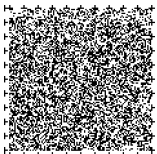






## 第2次佐倉市地域福祉計画

発 行：佐倉市  
〒285-8501  
佐倉市海隣寺町97番地  
電話（043）484-1111  
編 集：佐倉市福祉部社会福祉課  
発 行 日：平成23年3月



この冊子は、再生紙を使用しております。

*Sakura City*